

平成25年(●)第●号

会社法違反事件

### 過料決定

|     |                  |
|-----|------------------|
| 商号  | ●●●●株式会社         |
| 住所  | ●●●●●●●●●●●●●●●● |
| 被審人 | ●●●●●●●●●●       |

### 主文

左記の者を過料金20,000円に処する、  
本件手続費用は、同人の負担とする。

### 理由

左記の者は、左記会社の代表取締役~~に~~在任中、  
平成23年11月10日から2週間以内にすべ  
き取締役・監査役及び代表取締役の重任登記  
を、平成24年12月23日まで怠った。

### 適条

会社法第976条、非訟事件手続法第120  
条、第122条

平成25年3月●●日  
神戸地方裁判所伊丹支部  
裁判官 皆川 更

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 浦岡 亨 印



### 注意

- あなたは、決定書記載の理由によって過料に処せられました。
- この裁判は、あなたの言い分を聴かずに済ませましたが、もし、事実が違っていたり、遅れたことについて特別の理由がある場合、その他不服がある場合には、この書面を受け取った日から1週間以内に、当裁判所に「異議の申立て」をすることができます。異議の申立てをする場合には、異議申立書にその理由を書いた陳述書とこれを裏付ける証拠書類を添付して当裁判所に提出してください。改めて裁判をします。1週間以内に異議の申立てがなければ、この裁判は確定して不服の申立てではできなくなります。
- この裁判が確定した場合には、後日、神戸地方検察庁伊丹支部から過料金を納付するよう「納付告知書」があなたに送付されますから、その書面の指示に従って検察庁に納めてください。
- この裁判が確定した場合には、この書面の送付に要した郵便料金80円は、この事件の手続費用としてあなたの負担になります。次のいずれかの方法で当裁判所に納めてください。

#### (1) 当裁判所に持参して納付する場合

下記の納付場所に、現金又は収入印紙を持参して納めてください。  
その際、係員にこの書面を示してください。

#### (2) 郵便で納付する場合

郵便はがきの裏面に、右の記載例のとおり「納付書」と題し、  
80円分の収入印紙をはがれないように貼り付け（消印しないこと）、  
事件番号、あなたの住所及び氏名を記載して、郵便はがきの表面を  
下記の納付場所あてにしてください。

記

納付場所

〒664-8545 伊丹市千僧1-47-1  
神戸地方裁判所伊丹支部会計係

(郵便はがきの記載例)

#### 納付書

(80円分の収入印紙)



(事件番号)

平成25年(木)第5号

住所

氏名